

# 令和4年度市民後見人養成講座

1 期間：2022年7月20日～10月11日  
(講義7回・現場実習3日間)

2 会場：柏崎市総合福祉センター

3 定員：10名

4 対象者

- ・柏崎市、刈羽地区にお住まいの方  
(2022年6月現在)
- ・活動に熱意と理解があり、受講後市民後見人として活動が可能の方
- ・原則として全日程の受講が可能の方
- ・専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士)以外の方
- ・民法第847条に定める後見人の欠格事由に該当しない方

5 参加費：2,000円

6 申込・問合せ

指定の申込書(顔写真貼付)に事前提出課題の作文を添え、令和4年6月6日から7

月1日までに下記申込先へご提出ください。(申込用紙及び作文の原稿用紙は、柏崎市総合福祉センターの窓口で配布するほか本会ホームページからもダウンロードできます。)

(作文課題のテーマ)

「あなたが市民後見人養成講座の受講を希望した理由について。」  
(400字以内)

ぜひこの機会に学んでみませんか？みなさまのご参加お待ちしております！



7 申込・問合せ先：柏崎市社会福祉協議会 生活支援係

945-0045 柏崎市豊町3番59号柏崎市総合福祉センター内

TEL：0257(22)1411 FAX0257-(22)1441

柏崎市社協ホームページ <https://www.syakyou.jp/>

## ～市民後見人とは？～

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。

柏崎市においては、当会の支援を受けながら認知症や障害のために判断能力が不十分な方々への後見業務を担っていただきます。

(後見業務の内容の例)

- ・不動産や預貯金などの財産管理の支援
- ・介護などのサービスや施設への入所に関する契約手続きの支援
- ・遺産分割の協議の支援等